

第 5 8 号議案

中野区立体育館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 6 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

鷺宮体育館を廃止する必要がある。

中野区立体育館条例の一部を改正する条例

中野区立体育館条例（昭和４５年中野区条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条の３中「区長が指定する」を削る。

第２条の４第１項第１号中「次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれア及びイに定める日」を「毎月の第２月曜日」に改め、同号ア及びイを削る。

第３条第１項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間」を「午前９時（７月及び８月においては、午前７時）から午後１１時４５分（日曜日及び休日においては、午後９時４５分）まで」に改め、同項各号を削る。

付則第２項中「平成３０年７月１日」を「平成３１年４月１日」に、「別表第２の１(１)アの表」を「別表第２の１(１)の表」に、「別表第２の１(１)イの表」を「別表第２の１(２)の表」に、「別表第２の１(２)の表」を「別表第２の２の表」に改め、「し、別表第２の２(１)アの表の規定の適用については、同表中「２１，９００円」とあるのは「１１，０００円」と、「２６，４００円」とあるのは「１３，２００円」と、「４３，７００円」とあるのは「２１，９００円」と、「５２，７００円」とあるのは「２６，４００円」と、「３２，８００円」とあるのは「１６，４００円」と、「３９，６００円」とあるのは「１９，８００円」と、「１０９，２００円」とあるのは「５４，６００円」と、「１３２，１００円」とあるのは「６６，１００円」と、「３０，５００円」とあるのは「１５，３００円」と、「３６，８００円」とあるのは「１８，４００円」と、「６１，５００円」とあるのは「３０，８００円」と、「７３，８００円」とあるのは「３６，９００円」と、「４６，１００円」とあるのは「２３，１００円」と、「５５，２００円」とあるのは

「27, 600円」と、「153, 600円」とあるのは「76, 800円」と、「184, 400円」とあるのは「92, 200円」と、「23, 400円」とあるのは「11, 700円」と、「28, 200円」とあるのは「14, 100円」と、「42, 300円」とあるのは「21, 200円」と、「46, 600円」とあるのは「23, 300円」と、「56, 500円」とあるのは「28, 300円」と、「84, 800円」とあるのは「42, 400円」と、「35, 200円」とあるのは「17, 600円」と、「63, 500円」とあるのは「31, 800円」と、「116, 600円」とあるのは「58, 300円」と、「141, 000円」とあるのは「70, 500円」と、「212, 200円」とあるのは「106, 100円」と、「10, 000円」とあるのは「5, 000円」と、「11, 900円」とあるのは「6, 000円」と、「19, 700円」とあるのは「9, 900円」と、「23, 700円」とあるのは「11, 900円」と、「15, 000円」とあるのは「7, 500円」と、「17, 700円」とあるのは「8, 900円」と、「49, 600円」とあるのは「24, 800円」と、「59, 300円」とあるのは「29, 700円」と、同表備考3中「400円」とあるのは「200円」とし、別表第2の2(1)イの表の規定の適用については、同表中「3, 000円」とあるのは「1, 500円」と、「20, 800円」とあるのは「10, 400円」と、「2, 100円」とあるのは「1, 100円」とし、別表第2の2(1)ウの表の規定の適用については、同表中「910円」とあるのは「460円」と、「520円」とあるのは「260円」と、「770円」とあるのは「390円」と、「260円」とあるのは「130円」とし、別表第2の2(1)エの表の規定の適用については、同表中「520円」とあるのは「260円」と、「390円」とあるのは「200円」とし、別表第2の2(2)アの表の規定の適用については、同表中「170円」とあるのは「90円」と、

「360円」とあるのは「180円」とし、別表第2の2(2)イの表の規定の適用については、同表中「140円」とあるのは「70円」と、「300円」とあるのは「150円」と、「280円」とあるのは「140円」と、「600円」とあるのは「300円」とを削る。

別表第1中野区立鷺宮体育館の項を削る。

「1 中野区立中野体育館

別表第2の1の表中 (1) 貸切使用(団体使用) を

ア 主競技場、卓球場、柔道場、剣道場」

「1 貸切使用(団体使用)

に、「イ 会議室」

(1) 主競技場、卓球場、柔道場及び剣道場」

を「(2) 会議室」に、「(2) 個人使用」を「2 個人使用」に、

「(3) 自動車駐車場」を「3 自動車駐車場」に改め、別表第2の

2の表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の付則第2項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の中野区立体育館の施設、附帯設備(器具を含む。)及び自動車駐車場(以下「施設等」という。)の使用に係る利用料金及び使用料の限度額について適用し、同日前の中野区立体育館の施設等の使用に係る利用料金及び使用料の限度額については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後の別表第2の規定による中野区立体育館の施設等の使用に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。